

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心聖会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

(報酬総額)

第3条 法人の全理事の報酬総額は、年間1,670万円以内とする。

2 法人の全監事の報酬総額は、年間40万円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(役員の報酬)

第5条 役員が理事会又は評議員会出席以外の法人・施設業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(理事長及び常務理事の報酬)

第6条 理事長及び常務理事の報酬は、別表3により支払うものとし、第4条の規定は適用しない。

(監事の報酬)

第7条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務を行った場合は別表4により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(評議員の報酬)

第8条 評議員が評議員会出席以外の法人・施設業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(旅費等)

第9条 役員及び評議員が、法人業務のために出張する場合は、別表5により報酬及び旅費等を支払うものとする。

- 2 旅費等は、実費支給とする。
- 3 業務上必要な経費は、実費を原則とする。
- 4 旅費等は、原則として業務終了後支払うものとするが、必要により事前に概算額を支払い終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第10条 第6条に規定する報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前日に支払うものとする。

- 2 第4条、第5条、第7条、第8条及び第9条に規定する報酬は、理事会又は評議員会への出席等、各業務にあたった都度支払うものとする。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

第11条 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事、理事長及び常務理事についてはこの規程を適用せず、報酬等は支給しない。

(慶弔・傷病見舞等)

第12条 役員及び評議員の慶事若しくは傷病あるいは災害による罹災があった場合には、別表6により支払うものとする。

(改正)

第13条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けるものとする。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
4. この規程は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
5. この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
6. 従前の「役員及び評議員の報酬に関する規程」は平成 21 年 9 月 29 日をもって廃止する。
7. この規程は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。
8. 従前の「役員の報酬及び費用弁償等に関する規程」は平成 23 年 1 月 12 日をもって廃止する。
9. この規程は平成 23 年 1 月 12 日から施行する。
10. 平成 28 年 4 月 1 日改正
11. 平成 28 年 6 月 16 日改正

別表 1 (理事会・評議員会報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席	10,000 円	実費
評議員会出席	10,000 円	実費

※理事会と評議員会が同日に開催する場合は併給しない。

別表 2 (役員・評議員業務報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員・評議員業務報酬	10,000 円	実費

別表 3 (理事長・常務理事報酬等)

名 称	報酬の上限額	摘 要
理事長報酬	月額 75 万円	具体的な報酬額については、本表の上限額の範囲内で理事会において定めるものとする。
常務理事報酬	月額 60 万円	

別表 4 (監事監査指導報酬等)

名 称	報 酬	実費弁償費
監事監査指導報酬等	20,000 円	実費

別表 5 (出張旅費等)

旅 費	報 酬	宿泊費	その他
実費	10,000 円	15,000 円	実費

別表6（慶弔・傷病・見舞等）

事 項	支給基準額（円）	支給条件等
1. 国の褒賞条例等による受賞の場合	20,000 円	国の定める位階令又は褒賞条例等に基づき受賞した場合に支給
2. 傷病見舞	20,000 円以内	疾病により入院又は居宅で治療する場合
3. 災害見舞	20,000 円以内	火災、災害等により自宅が相当程度の被害を受けた場合、被害の程度により支給
4. 死亡弔慰金	20,000 円	本人死亡の場合
注		
1. 理事長は、本表に準ずる事項で特に必要があると認めた場合は、本表の基準額の範囲内で支給することができる。		
2. 支給額について、理事長が特に必要と認めた場合は増額することができる。		
3. 支給額の全部又は一部について、記念品、生花などにかえることができる。		